

平成24年度川崎市イメージアップ事業 募集要項

対象事業 どんな事業が対象になるのですか？

対象となるのは川崎のイメージアップにつながる事業です。

- (1) 地域の魅力づくりにつながる事業
- (2) 魅力の情報発信につながる事業
- (3) イベントなど広く集客や情報発信につながる事業
- (4) その他川崎の都市イメージの向上につながる事業

参考 これまでの認定事業例



タウンニュース
「かわさき日味グランプリ」

〔H20認定事業〕



たかえみちこ
イラストブログ
「かわさきグルめぐり」

〔ともにH21認定事業〕



川崎ビル美装
「歌声喫茶in 川崎」



かわさきムーブアート応援隊
「こどもたちの映画作り
イメージソング・キャンペーン」

〔ともにH22認定事業〕



日本ビーチ文化振興協会
「かわさきHADASIビーチバレー」

ほかにも

- WEB・写真展による川崎の花や自然の魅力発信
- 川崎発のオリジナルソング制作
- 現役大学生が贈る地域密着型番組
- 魅力スポット入りクリアファイル配付によるPR事業
- 映像のまちならではの名物ロケ弁当発掘
- 映画制作による魅力づくり

... など川崎をイメージアップする事業が、これまで多数認定されています。

応募要件 応募に必要な要件は？

- (1) 市民、事業者、NPO、団体などが行う**新たな事業**、または**新たな展開を伴う既存事業**であること。ただし、目的、実施方法等の基本的内容が同一で継続性のある事業については、3年を超えて応募することはできません。
- (2) 平成24年4月1日(日)から平成25年3月31日(日)までの期間内に実施される事業であること。
- (3) 事業が終了次第、事業実施報告書と収支決算報告書等を提出できること。

支援内容 認定されるとどんな支援が受けられる？

「川崎市イメージアップ事業」として認定されると次の支援が受けられます。

- (1) **認定された事業の経費の一部を助成します。**

助成金額は、「直接経費」の**2分の1**です。また、限度額は**50万円**です。

※助成金の詳細については、次ページの【助成金についての注意事項】をご確認ください。

- (2) 市政だより、ホームページなど**市の広報媒体を使って事業を広報**するほか、**報道機関などへ事業のPR**を行います。

- (3) イメージアップ事業として認定された事業であることを表示することができます。

事業者が作成するポスター、チラシ、看板等に「平成24年度川崎市イメージアップ認定事業」と表示することができます。

審査・認定 事業が認定されるまで

- (1) 応募していただいた事業は、学識経験者や専門家等で構成する「認定審査会」で審査・選考した結果に基づき、市が「川崎市イメージアップ事業」として認定します。なお、審査項目及び視点は次のとおりです。

評価項目	評価の視点
目的	魅力づくりや魅力の情報発信などにつながるか
企画	内容にインパクト、話題性などがあるか
先駆性・独創性	オリジナリティや時代性などがあるか
波及性・発展性	他事業への広がりを生む可能性があるか 市内外への地域的な広がりを持っているか また事業の継続や発展が期待できるか
具体性・実行性	事業概要、予算、数値目標が明確で実施体制や実施能力などがあるか
効果	集客や発信など都市イメージ向上の効果が見込めるか

- (2) 審査結果については、全ての応募者に書面にてお知らせします。
(※条件が付く場合は、その条件もお知らせします。)

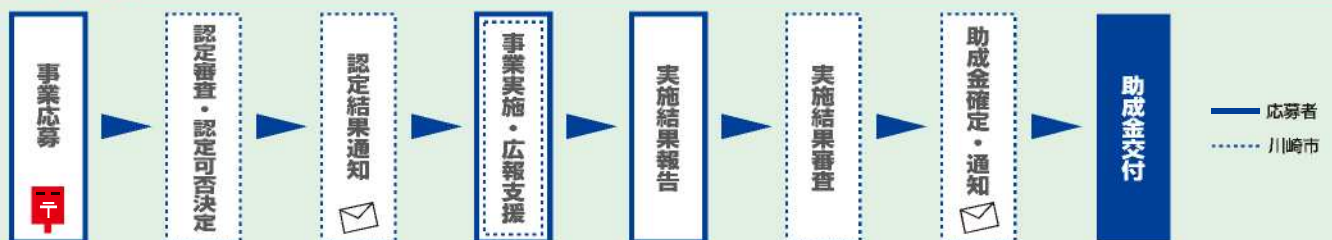
実施報告～助成金の確定・交付 認定後の流れについて

- (1) イメージアップ事業として認定された事業者には、事業終了後、「事業実施報告書」・「収支決算報告書」等を提出していただきます。
(2) 認定審査会で事業内容を審査した上で、助成金の交付額を確定し、認定された事業者に書面にてお知らせします。
(3) その後、認定された事業者からの請求に基づき、助成金を交付します。

その他

- (1) 申請及び報告内容に虚偽等があった場合は、認定を取り消すことがあります。認定を取り消した場合、助成金を返還していただきます。
(2) 認定後に申請事業を変更・中止する場合は川崎市の承認が必要です。
(3) 申請書類等は、返還いたしません。
(4) 本事業の実施は、平成24年度予算の議会での成立を前提とするものです。また、内容等を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

制度の流れ



【助成金についての注意事項】

- 助成金額は、「直接経費」の2分の1です。
※「事業収入」(参加料、入場料、協賛金など)の見込める事業は、「事業に直接かかる経費」から「事業収入」を控除したものが「直接経費」となります。
「事業収入」の見込めない事業は、「事業に直接かかる経費」がそのまま「直接経費」となります。
 - 助成金額の限度額は50万円です。
 - 助成金額に1円未満の端数が生じる場合は、切り捨てとなります。
 - 川崎市の他の助成制度と重複して申請している場合は、イメージアップ事業助成金が交付されない場合があります。
 - 助成金額は、事業終了後「収支決算報告書」に記載される事業の実施内容をもとに確定するため、認定時に通知される金額から変更する場合があります。
 - 助成金額は、認定時に通知される金額が上限となります。
 - 事業の実施から助成金の交付まで時間を要する場合があります。
- その他、ご不明な点は遠慮なく担当までご相談ください。

応募方法

「川崎市イメージアップ事業認定申請書(第1号様式)」に必要事項を記入して、添付書類とともに、**持参か郵送**にて提出してください。

応募締切：平成24年2月20日(月)

※ 郵送、持参いずれの場合も**2月20日(月)必着**とします。

川崎市イメージアップ事業認定申請書(第1号様式)の記入方法

- <申請者> 申請者の所在地・氏名(団体等の場合は名称及び代表者名)を記入してください。
※**申請者の押印**(団体等の場合は**代表者の押印**)が必要です。
- <事業名> 申請する事業の事業名を記入してください。
- <事業概要> 申請する事業の概要を簡潔かつ具体的に記入してください。(200字程度)
- <実施期間> 申請する事業の実施期間を記入してください。
認められる実施期間は、平成24年4月1日(日)から平成25年3月31日(日)までの期間内となります。
- <助成申請額> 申請する事業の**助成申請額**を記入してください。
- <申請種別> 該当する種別に印(チェック等)をつけてください。
- <数値目標及び達成時期>
想定される集客数、発行部数、利用者数など具体的な数値目標や達成時期を記入してください。
- <希望する支援事項>
希望する支援事項すべてに印(チェック等)をつけてください。
- <連絡先等> 申請事業の担当者の氏名・電話番号・携帯電話番号・FAX番号・メールアドレスを記入してください。提出いただいた書類について、内容確認の際に連絡させていただく場合があります。

添付書類について(※申請時に川崎市イメージアップ事業認定申請書(第1号様式)に添付してください。)

事業計画書(A4サイズ)

事業内容が詳しくわかるように、事業計画書サンプルを参考にフロー図や表、数値などを用いて、できるかぎり詳細、具体的に作成してください。

事業収支予算書(様式自由)

事業収支予算書サンプルを参考に作成してください。

注意：事業収入がある場合は、必ず**支出の部の控除分**として記入してください。

団体・法人等事業(活動)概要書(様式自由)

団体や法人の場合は、団体・法人等事業(活動)概要書サンプルを参考に、その事業(活動)内容がわかる資料を作成してください。(既存の会社概要やパンフレットの提出でも可)

その他

審査のため、提出書類の他に追加資料の提出を求める場合があります。

申請書の提出先

(イメージアップ事業についてのお問い合わせもこちらまで)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民・子ども局シティセールス・広報室「イメージアップ事業」係

電話：044(200)2297

FAX：044(200)3915

e-mail：25citypr@city.kawasaki.jp

川崎市 イメージアップ事業

検索

申請の各様式の電子ファイルも入手できます。

たくさんの方の応募
待ってるネ



レッサーパンダのアン